

広島県告示第五百七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定によつて、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退があつた。

平成二十一年五月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	辞退年月日
厚生連吉田訪問看護ステーション	安芸高田市吉田町吉田三六六六	精神通院医療	平成二十一年三月三十一日